○環境省告示第六十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年七月一日　環境大臣　大塚　珠代

表5―クロロ―2―（3，4，4―トリフルオロブタ―3―エン―1―イルスルホニル）―1，3―チアゾール（別名フルエンスルホン）の項の次に次のように加える。

tert―ブチル＝（6―｛［（Z）―（1―メチル―1H―5―テトラゾリル）（フェニル）メチレン］アミノオキシメチル｝―2―ピリジル）カルバマート（別名ピカルブトラジクス）	34μg／1
4―（2，4―ジクロロベンゾイル）―1，3―ジメチルピラゾール―5―イル＝トルエン―4―スルホナート（別名ピラゾリネート又はピラゾレート）	53μg／1

○環境省告示第六十九号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年七月一日　環境大臣　大塚　珠代

表3―メトキシカルボニルアミノフェニル＝3―メチルカルバニラート又はメチル＝3―（3―メチルカルバニロイルオキシ）カルバニラート（別名フェンメディファム）の項の次に次のように加える。

イソプロピル＝3，4―ジエトキシカルバニラート（別名ジエトフェンカルブ）	1.1mg／1
（EZ）―（RS）―2―｛1―［（2E）―3―クロロアリルオキシイミノ］プロピル｝―3―ヒドロキシ―5―ペルヒドロピラン―4―イルシクロヘキス―2―エン―1―オン（別名テプラロキシジム）	0.1mg／1
1，2，5，6―テトラヒドロピロ［3，2，1―ij］キノリン―4―オン（別名ピロキロン）	0.050mg／1
2―［4―（2，4―ジクロロ―m―トルオイル）―1，3―ジメチルピラゾール―5―イルオキシ］―4′―メチルアセトフェノン（別名ペンジフェナップ）	0.0053mg／1
（5RS）―5―［（2，6―ジフルオロベンジル）オキシ］メチル］―4，5―ジヒドロ―5―メチル―3―（3―メチル―2―チエニル）―1，2―オキサゾール（別名メチオゾリン）	0.18mg／1

○環境省告示第七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十九条の五第一項第二号の規定に基づき、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成二十七年五月環境省告示第八十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月十四日から適用する。

平成二十八年七月一日　環境大臣　大塚　珠代

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成二十七年五月環境省告示第八十六号）（抄）

改正後	改正前
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から二・五センチメートル ロ　標的の中心から五・〇センチメートル 二・三　（略）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 （新規） （新規） 二・三　（略）

国会事項

参議院

報告書受領

六月二十七日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十八年度第一回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

また、六月二十八日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十七年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

辞令

（行政監視委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　吉岡　成子

厚生労働委員会調査室長を命ずる

（憲法審査会事務局次長）参議院参事　青木勢津子

参議院常任委員会専門員に任ずる

法務委員会調査室長を命ずる

（行政監視委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　小渕　亮

参議院常任委員会専門員に任ずる

行政監視委員会調査室長を命ずる

（警務部長）参議院参事　鈴木　千明

国際部長を命ずる

（庶務部副部長）同　金澤　真志

警務部長を命ずる

庶務部人事課長事務取扱を解く

（同）同　清水　賢

委員部副部長を命ずる

庶務部会計課長事務取扱を解く

（委員部議院運営課長）同　金子　真実

委員部副部長を命ずる

委員部議院運営課長事務取扱を命ずる

（法務委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　菱沼　誠一

参議院参事に任ずる

憲法審査会事務局次長を命ずる

（第二特別調査室長）参議院参事　山内　一宏

第三特別調査室長を命ずる

（文教科学委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　林　浩之

参議院参事に任ずる

第二特別調査室長を命ずる